

## 農業協同組合法施行細則の改正概要について

### 1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について(令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号総務部長通知)に基づき、農業協同組合法施行細則(平成16年千葉県規則第32号)に規定する押印を求める手続について、押印廃止を行う。

### 2 改正箇所

#### 第32条(検査の請求又は決議若しくは選挙若しくは当選の取消の請求)

同条第3項に規定する請求書に添付する書面について、請求に同意した組合員又は会員の押印を求めないものとする。

### 3 施行期日

令和3年10月1日